

令和8年第2回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月16日（月）午前9：00～

2. 開催場所 大会議室

3. 農業委員（13人）

会長 1番	宮永 誠	副会長 7番	平山 純一郎
2番	欠員	9番	
3番	福山 宣太	10番	實 穰二
4番	田中 秀樹	11番	政岡 廣子
5番	義山 太志	12番	柿山 あゆみ
6番		13番	中 佐奈枝
8番	富本 太地	14番	谷村 里香

農地利用最適化推進委員

1番		4番	實村 秀樹
2番	幸山 真悟	5番	
3番		6番	

4. 欠席委員 6番 藤島 正廣 9番 樺山 哲博（2名）  
 欠席推進委員 1番 琉 将士、3番 常 隆造 5番 東 翼  
 6番 重 翔太（4名）

5. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請について （12件）

日程第3 議案第2号 農地法第4条許可申請について （1件）

日程第4 議案第3号 農地法第5条許可申請 （1件）

日程第5 議案第4号 農業経営基盤促進法  
 農地中間管理事業について （2件）

その他

事務局 定刻になりましたので、只今から令和8年第2回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。初めに会長のご挨拶をお願いします。

【会長挨拶】

会長 では本日も、議案が4号までございますので皆様方の慎重なるご審議により許可いただきますよう、お願い申し上げます。

事務局 宮永会長、ありがとうございます。本日、農業委員13名中11名の委員が出席しています。定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中2名が出席されています。それでは伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行、宮永会長をお願いします。

会長 それでは、これより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名員、及び会議書記の指名を行います。伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

【異議なし】

会長 それでは議事録署名員は平山委員と田中委員をお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。それでは日程第2、議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 本日の農地法第3条許可申請は1議案12件です。まず一覧表とA4の3条許可申請についてご説明いたします。議案第1号について受付番号6号から18号は所有権移転に関する件です。

受付番号16号については譲受人は喜念在住で譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字佐弁の畑で面積は518㎡となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号13号について、譲受人は目手久在住で譲渡人も目手久在住です。申請農地は大字佐弁と大字目手久の畑で面積は20,817㎡となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号11号について、譲受人は目手久在住で譲渡人も目手久在住です。申請農地は大字目手久の畑で面積は1227㎡となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号17号について、譲受人は徳之島町在住で譲渡人は面縄在住で

す。申請農地は大字面縄の畑で面積は 5977 m<sup>2</sup>となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号 14 号について譲受人は検福在住で譲渡人は富士吉田市在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は 5168 m<sup>2</sup>となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号 7 号について譲受人は伊仙在住で譲渡人は東京都在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は 1133 m<sup>2</sup>となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号 6 号について譲受人は阿権在住で譲渡人は糸木名在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は 11977 m<sup>2</sup>となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号 15 号について譲受人は伊仙在住で譲渡人は阿権在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は 4495 m<sup>2</sup>となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号 8 号について譲受人は崎原在住で譲渡人は摂津市在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は 690 m<sup>2</sup>となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号 9 号について譲受人は崎原在住で譲渡人は鹿児島市在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は 764 m<sup>2</sup>となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号 10 号について譲受人は崎原在住で譲渡人は横浜市在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は 1581 m<sup>2</sup>となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号 18 号について、譲受人は検福在住で譲渡人も検福在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は 710 m<sup>2</sup>となっています。こちらは今年の 11 月に申請をしようとしていたところですが、畑 1 枚に牛小屋と畑となっておりますので、今回分筆登記を済ませて今回の申請に至りました。申請事由と致しましては経営拡張で、牛舎の部分に関しましても今後現況証明願を提出するよう指導してあります。

以上、受付番号 6 号から 18 号は別添えの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは只今の説明に関連して受付番号 16 号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

政岡委員 農地法第 3 条許可申請 16 号についてご説明いたします。先日、宮永委員、幸山推進委員と調査いたしました結果、農地法第 3 条第 2 項各号に抵触致し

ませんので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。なお畑の状況といたしましては、2枚が1枚になっています。飼料作物を植えてあります。以上です。よろしくお願いいたします。

宮永委員 農地法第3条許可申請16号についてご説明いたします。只今政岡委員のご説明の通りでございますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それではこれより受付番号16号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

無いようですので採決いたします。受付番号16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号16号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号13号は私の方からご説明いたします。

宮永委員 農地法第3条許可申請13号についてご説明いたします。政岡委員、幸山推進委員と共に調査した結果ですが、まず佐弁の③④⑤⑥⑭⑮⑯⑰⑱なんですが、現地がどっちがどっちか本人がわからないので、保留にさせてもらいます。字図で両方とも畑総が入ってなくて面積がこっちあっちと見た目じゃわからないと、字図なんで現況と違いますので、農地をしっかりと、現地を確認してから来月してくださいということで、この筆は保留ということにします。他は大丈夫です。調査の結果、農地法第3条第2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。現況といたしましては、上から行きます。⑦⑧⑨は全て馬鈴薯が植え付けられています。その下の⑩が、自宅の横で気が生い茂ってまして山林になっていました。で、⑪⑫はパイヤが植え付けられています。次に⑬ですが、これは本当にちっちゃいところで、本人も耕作してなくて、隣の方と道路みたいな感じで、沈砂池のような感じで、ほとんど何も作付け出来なくて、そういう感じです。草が生えてるとか、そういう感じではないです。後は一番下の⑳㉑㉒は耕運、天地替えをして、今からキビを植え付ける予定ということです。よろしくお願いいたします。

政岡委員 13号につきましては、ただいま宮永委員のご説明の通りでございます。皆

様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それではこれより受付番号13号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号13号について、修正案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号13号は修正案の通り決定いたしました。次に受付番号11号、17号について一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

義山委員 農地法第3条許可申請11号、17号について説明いたします。先日、富本委員、幸山推進委員と調査した結果、何の問題もないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。11号につきましてはサトウキビ、17号につきましては㊸ですが、水が溜まる場所らしくて、山になっていてそこまで行くことが出来ませんでした。㊹がジャガイモ、㊺がサトウキビ。以上です。

富本委員 只今、義山委員のご説明の通りでございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これより受付番号11号、17号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号11号、17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号11号、17号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号14号については、両委員欠席のため事務局職員、大西氏よりご説明をお願いいたし

ます。

事務局 農地法第3条許可申請14号について説明いたします。先般、藤島委員、樺山委員と調査した結果、何の問題もないと思います。こちらは3年前に譲渡人が購入された土地を、また譲受人の方に返すような、ご親戚の方に返すような形になったそうです。現況といたしましてはジャガイモを植え付けされておりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 これより受付番号14号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号14号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号7号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

平山委員 農地法第3条許可申請7号についてご説明いたします。先日、田中委員、實村推進委員と共に調査した結果、農地法第3条第2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。なお、キビ収穫後でした。そしてまた、その後はジャガイモを植える予定と言っていました。

田中委員 7号につきましては只今、平山委員のご説明の通りでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 これより受付番号7号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号7号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号6号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

中 委 員 農地法第3条許可申請6号についてご説明いたします。先日、谷村委員、重推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。現況としましては③⑦番、バナナやパイン、ドラゴンフルーツ、ニンニクなどの園芸作物を色々と作ってました。③⑧番はジャガイモを植えてありました。③⑨はキビ、④⑩がジャガイモとバナナ、④⑪番がタンカン、バナナ、キャッサバでした。

谷村委員 只今、中委員のご説明の通りです。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 これより受付番号6号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号6号は原案の通り決定しました。次に受付番号15号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

平山委員 農地法第3条許可申請15号についてご説明いたします。先日、中委員、重推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触しませんので、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。なお、④⑫⑬⑭、これ3つは一枚の畑になっていました。そしてキビを植え付けてありました。そして④⑮もキビ、④⑯、④⑰が木が生い茂って原野の状態でした。④⑱がジャガイモ、④⑲がサトウキビでした。

中 委 員 只今、平山委員のご説明の通りです。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします

議 長 これより受付番号15号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号15号について、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号15号は原案の通り決定しました。次に受付番号8号、9号、10号について、一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

柿山委員 農地法第3条許可申請8号、9号、10号についてご説明します。先日、実委員と重推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくをお願いします。なお現況といたしましては⑧はサトウキビが植えられていました。51番、52番は一枚の畑になっていてサトウキビが植えられていました。

実委員 只今、柿山委員のご説明の通りです。皆様方のご審議をよろしくをお願いします。

議長 これより受付番号8、9、10号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号8、9、10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号8、9、10号は原案の通り決定しました。次に受付番号18号について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 農地法第3条許可申請18号についてご説明いたします。先般、藤島委員、樺山委員、琉推進委員と調査した結果、農地法第3条第2項各号に抵触いたしませんので皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。現況といたしましては、飼料草が植え付けられる予定で、今後またジャガイモを植え付ける予定でした。

議長 これより受付番号18号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号18号は原案の通り決定しました。これで日程第2 議案第1号農地法第3条許可申請についてを終了いたします。次に日程第3 議案第2号 農地法第4条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事 務 局 今月の農地法第4条許可申請は1議案1件です。議案第2号について、受付番号1号はお手元の資料の通り、一般住宅の建築で、こちらの面積の部分については駐車場になります。今回、自己所有の宅地と一体利用しての建築になり、申請地は駐車場と旋回するのに必要なスペースを確保するためです。農地区分といたしましては、周辺に住宅や公共施設は連たんしていることから、第3種農地の市街地内農地に該当すると思われるので問題ないと思います。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 これより受付番号1号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

富本委員 農地法第4条許可申請1号についてご説明いたします。先日、義山委員と幸山推進委員と調査した結果、何の問題もないと思いますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。現況といたしましてはローズが植えられている状態です。

義山委員 1号について、今、富本委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これより受付番号1号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号1号は原案の通り決定しました。これで日程第3 議案第2号農地法第4条許可申請についてを終了いたします。次に日程第4 議案第3号 農地

法第5条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条許可申請は1議案1件です。議案第3号受付番号2号はお手元の資料の通り一般住宅の建築になります。農地区分といたしましては周辺に住宅が連たんしており学校や商店等、公共施設が建ち並ぶことから第三種農地の市街地内農地に該当すると思われるので問題ないかと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 これより受付番号2号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

義山委員 農地法第5条許可申請2号について説明いたします。先日、政岡委員と幸山推進委員と調査した結果、何の問題もないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。ローズが植えられていました。

政岡委員 農地法第5条許可申請2号につきましては只今、義山委員のご説明の通りでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 これより受付番号2号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号2号は原案の通り決定しました。これで日程第3 議案第2号農地法第5条許可申請についてを終了いたします。次に日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法農地中間管理事業についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と補足説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業農地中間管理事業について1議案2件です。議案第4号について受付番号5号、6号はお手元の資料の通り使用貸借による契約になります。こちらは2つとも旧基盤強化促進法での契約の満了に伴い今回、農地中間管理事業への載せ替えになります。こちらは新規契約と言う形になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 受付番号5号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

福山委員 農業経営基盤強化促進法農地中間管理事業第5号について説明いたします。先日、田中委員と常推進委員と共に調査した結果、申請書の通りで何も問題ないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。現況としましては、①が全て馬鈴薯、②はサトウキビです。以上です。

田中委員 受付番号5号につきましては只今福山委員のご説明の通りでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これより受付番号5号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号5号は原案の通り決定しました。次に受付番号6号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

柿山委員 農業経営基盤強化促進事業6号についてご説明します。先日、實委員と東推進委員と共に調査した結果、何も問題ないと思われま。現況といたしましては③④は牛の草が植えてありました。⑤も牛の草が植えてあり、⑥はジャガイモが植え付けられていました。

實 委 員 只今、柿山委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これより受付番号6号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号6号は原案の通り決定しました。これで日程第5 農業経営基盤強化促進事業農地中間管理事業についてを終了します。これで議案は全て終了いたしました。それではこれで令和8年第2回農業委員会総会を終了いたします。